

第240回理事会報告

本日、11月16日(金)午前10時30分より、霞が関東京會館において当協会の理事会を開催し、下記事項について審議の結果、以下のとおり決定いたしました。

1. 入会について

ミサワホーム株式会社(東京都新宿区 代表取締役社長 水谷 和生)の当協会への入会(本日付)を承認いたしました。

当協会の会員であったミサワホーム株式会社がミサワホームホールディングス株式会社と合併し、存続会社であるミサワホームホールディングス株式会社がミサワホーム株式会社と商号変更し入会するものです。この結果、当協会の会員数は、201社となりました。

2. 平成20年度税制改正主要要望項目について

来年度税制改正については、本年9月開催の理事会において要望書を決定し、国土交通省等関係各方面に提出しておりますが、その後の要望活動について報告と主要要望項目について審議、承認いたしました。

【主要要望項目】

(1) 不動産の流動化・有効利用等の促進

土地の登録免許税の軽減税率特例の延長

Jリート等の登録免許税の軽減税率の延長

建物に係る不動産取得税の軽減税率の経過措置の延長

(2) 住宅投資の促進及び居住水準の向上

相続時精算課税制度における住宅取得資金贈与に係る特例措置の拡充・延長

新築住宅に係る固定資産税の軽減特例の延長

住宅及び住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の拡充・延長

住宅・事業用建築物の耐震改修促進税制の見直しと延長

3 . 事業継続計画（オフィスビル賃貸事業用）ガイドラインの策定について

企業は、災害や事故で被害を受けた場合であっても、事業存続のため重要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短時間で再開することが期待されており、製造業等を中心に事業継続計画の策定が進められています。オフィスビル賃貸事業においても、災害時にオフィスを提供し続けることを目指し事業継続計画ガイドラインを策定いたしました。

本ガイドラインは、内閣府が作成した「事業継続ガイドライン」に基づき、オフィスビル賃貸事業の特性に応じ、会員各社が事業継続計画策定を行う際の手助けとなることを目的にとりまとめました。

以 上